

保全活動支援事業に関するガイドライン

第 1 趣旨

当ガイドラインは、棚田等の持つ多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るために行う「棚田地域等保全対策事業」において、住民組織等が行う保全活動に要した経費等への助成を行う「保全活動支援事業」の実施について、以下のとおり定めるものである。

第 2 活動の実施主体

活動の実施主体となる住民組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 農地や土地改良施設（以下「農地等」という。）の保全・利活用に係る活動（以下「保全活動」という。）を実施する組織で、農業者、地域住民等を主たる構成員とし、保全活動を継続的に実施することが可能であること。
- 2 保全活動の登録を受けていること（以下、「支援対象組織」という。）

第 3 活動の内容等

助成対象となる保全活動は、別表 1 のとおりとする。

第 4 対象地域

山腹・丘陵や台地地帯等で、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜 1 / 20 以上の農地の面積が当該地域の全農地面積の 1 / 2 以上を占める地域とする。

第 5 助成額及び助成期間等

助成額、助成期間及び保全活動に要した経費は別表 2 のとおりとし、保全活動に要した経費とは、定期的に行われる農地等の有する公益的機能の良好な発揮に資する保全活動に支援対象組織が要した経費とする。

第 6 実施の手続き

1 登録申請の要請

(1) 支援対象組織

支援を受けようとする支援対象組織は、組織の活動等を定めた協定書等（以下「集落協定」という。）を添付して、事業の対象となる活動を行う年度（以下、「活動年度」という。）の前年度の 3 月末までに別記様式第 1 号により市町村長に登録申請の要請を行うものとする。

なお、集落協定には、次に掲げる事項を含むものとする。

- ア 組織の代表者
- イ 組織の構成員
- ウ 組織の運営
- エ 組織の保全活動に係る棚田等の位置・範囲及び権利関係
- オ 市町村の定めた農地等の保全・利活用の促進のための方針等（以下、「方針等」という。）に沿って、一定期間にわたり耕作放棄地の解消・防止と農地等の適正な保全・利活用のために行う活動内容に関する事項

※方針等については、農地等が有する多面的な公益的機能の維持・増進のため、これらの農地等の保全・利活用の促進が必要な地域について、その範囲、農業振興地域整備計画その他の農業・農村の活性化に関する振興計画との関係等が明らかにされているものとする。

カ 事業概要票及び活動計画書

(2) 市町村

支援対象組織から登録申請の要請を受けた市町村長は、方針等との整合等を確認のうえ、集落協定を添付して、活動年度の4月10日までに別記様式第2号により所管する地域振興局・支庁等農村整備課長等（以下、「農村整備課長」という。）に登録申請を行うものとする。

(3) 農村整備課

農村整備課長は、登録申請を受けた場合、提出のあった集落協定等の内容を審査し、適当と認めたものについて、活動年度の4月末までに農村振興課長へ進達する。

2 登録の通知

農村振興課長は、登録申請を受けた場合、当該集落協定の内容が持続的な農地等の保全・利活用に資するものであり、当該助成対象組織がこれを適正に実施できると認められる場合には、これを登録し、その旨を振興局と通じて、別記様式第3号により5月末までに市町村長へ通知するものとする。

また、登録の通知を受けた市町村長は、速やかに支援対象組織に登録の決定を通知するものとする。

第7 推進体制

県は、棚田等保全活動の効果的な推進に努めるものとし、棚田等保全協議会かごしま及び当該土地改良区等との連携を図るものとする。

また、本事業を円滑に推進するため、関係各機関は、協力して指導・支援にあたる。

第8 その他

中山間地域等直接支払制度（以下「直接支払」という。）の指定を受けている地域で棚田等保全活動を実施する場合は、直接支払の共同取組活動と重複しないよう特に注意すること

附 則

- 1 このガイドラインは、平成13年5月10日から施行する。
- 2 このガイドラインは、平成21年1月 5日から施行する。
- 3 このガイドラインは、平成25年4月 1日から施行する。
- 4 このガイドラインは、令和 3年4月20日から施行する。

別表 1

助成対象となる保全活動

区 分	活動内容
1 農地等の保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農道・水路等の維持・管理等の活動 ・耕作放棄地保全・利活用活動 ・棚田等オーナー活動 ・農業体験提供活動 ・地域外住民への棚田保全の理解促進活動 (イベント等の実施) ・その他の保全活動
2 都市住民等との連携による農地等の保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民等への棚田の保全等の理解促進を図るとともに、都市住民等と連携して取り組む上記 1 の活動

※都市住民等とは、地域内の企業、非農業者を含む。

別表 2

助成額、助成期間及び保全活動に要した経費

区 分		助成額	助成期間	助成対象経費
1 農地等の保全活動	・新規地区、 継続地区	・300 千円(上限) ／年間	・登録後 5 年間	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費 ・賃金 ・共済費 ・報償費
	・再登録地区	・200 千円(上限) ／年間	・登録後 6 年目 以降	
2 都市住民等との連携による農地等の保全活動	・新規登録、 継続地区、 再登録地区	・300 千円(上限) ／年間	・登録後 5 年間	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・その他必要と認められるもの

※ 助成額については、登録後 5 年間の新規地区、継続地区を優先とし予算の範囲内で助成する。

「棚田地域振興法」のスキームと申請方法

棚田地域振興法は、その名の通り、適切な維持管理による棚田の保全のみにとどまらず、棚田という様々な可能性を持つコンテンツを軸に、地域全体の活性化を図ることを趣旨としています。これを実現するため、この法律では、①「指定棚田地域」の指定による区域の明確化、②棚田の保全や地域振興の取組を行う主体となる「指定棚田地域振興協議会」の設立、③棚田の保全と地域振興の目標と活動内容を定める「指定棚田地域振興活動計画」の策定と国による認定の3つのステップを踏んでいただく仕組みとなっています。

1 「指定棚田地域」の指定の申請

申請の流れ (棚田関係者・市町村が提案→) 都道府県が申請→国が指定

指定棚田地域は、昭和25年2月1日時点の市町村（いわゆる旧旧市町村）の区域の単位で、地元の意向等を勘案して都道府県が申請し、国が基準に照らして指定します。指定棚田地域の指定を受けたい場合は、該当する市町村又は都道府県に相談してください。

物理的要件：旧旧市町村の区域内で、勾配 1/20 以上の一団の棚田の面積が 1 ha 以上あることが必要です。



「棚田」には何が該当するのでしょうか。



「棚田」とは、「傾斜地に階段状に設けられた田」で、
① 稲作が行われている場合、② 稲以外の作物が栽培されている場合
③ 作物の栽培は行われていないが、稲作の再開が見込まれる場合
が該当します。

また、この法律では「棚田等」という概念も定めており、これが指すものは「棚田及び棚田に類する形状の農用地」で、傾斜地に階段状に設けられた、
① 田、② 畑（樹園地含む）、③ 草地、④ 採草放牧地 です。



「一団の棚田の面積が 1 ha 以上」とは、どのような場合のことでしょうか。



「棚田の面積が 1 ha 以上の団地又は棚田の保全に向けた共同活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 ha 以上のもの」が該当します。物理的に連坦していなくても、棚田の保全に向けた共同活動が行われていれば、「一団」の棚田とみなされます。

指定棚田地域 指定基準

法律	基本方針
ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる	①棚田地域の振興を図る必要性が高いこと 人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田等が荒廃の危機に直面していると認められること ②棚田等の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること 農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能に優れた棚田等があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られると認められること
イ 当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域	①棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと ②都道府県等の積極的な関与が期待されること 都道府県棚田地域振興計画や地方公共団体による棚田等の保全に関する条例等の策定状況、独自の支援措置の有無等を踏まえる



2 「指定棚田地域振興協議会」の設立

棚田の保全や地域振興の取組を行う主体となる協議会を組織しましょう。法律では、市町村による協議会の組織について定めており、市町村が中心となって、協議会の構成員となり得る多様な主体を取りまとめていくといった役割も期待されています。

協議会は、1つの指定棚田地域で複数の協議会を組織したり、複数の指定棚田地域にまたがって1つの協議会を組織するなど、柔軟に組織することが可能です。また、すでに、棚田の保全団体やまちづくり協議会などの団体が存在する場合、それらを「指定棚田地域振興協議会」としていただくことも可能です。ただし、いずれの場合も、市町村を構成員として含める必要がありますので、留意してください。



協議会の構成員としてどのような者が考えられるのでしょうか。

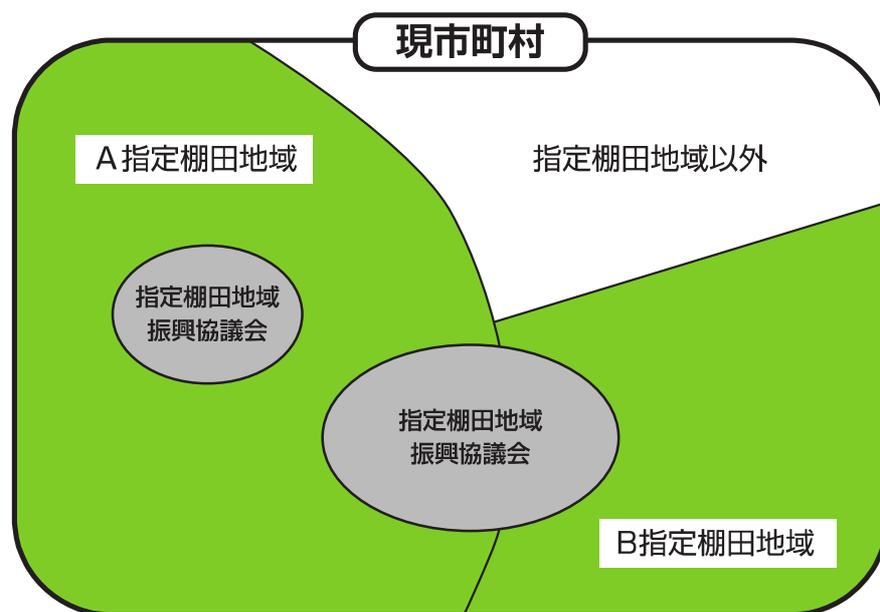


様々な分野において棚田を軸とした地域活性化の取組を行うためにも、以下のような地域内外の多様な主体によって構成されることが望ましいと考えています。

①都道府県、②農業者、③農業者の組織する団体、④地域住民、⑤NPO法人、⑥都市住民、⑦地域おこし協力隊員、⑧学生、大学教員、⑨棚田で農作業を行ったり、棚田保全のための活動資金の拠出をしている企業、⑩棚田オーナー制度の参加者、⑪観光協会、宿泊事業者、旅行会社等の観光に携わる団体・事業者等

なお、市町村は必ず構成員として含めていただく必要があります。

指定棚田地域と協議会の関係図



3

「指定棚田地域 振興活動計画」 の策定・認定の 申請

申請の流れ 協議会において計画策定、市町村が申請→都道府県（経由） →国が認定

協議会で話し合い、活動計画を策定しましょう。

活動計画では、①棚田等の保全、②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮、③棚田を核とした棚田地域の振興 の3つの観点で、3～5年の計画期間における具体的な目標と、目標を達成するために実施する活動の内容を定めることとなっています。

活動計画が策定できたら市町村が申請を行い、国が基準に照らして認定します。

なお、この法律の枠組みの中では、目標が達成できない場合のペナルティはありませんので、棚田を将来につなぐために必要と思われる目標や活動の内容を定めていただくことが可能です。

注意：農林水産省の事業である「中山間地域等直接支払」の「棚田地域振興活動加算」を活用したい場合は、①～③の3つの項目について、それぞれ定量的なプラスの目標を設定し、協定期間内に達成する必要があります。そのほかにも、目標に含めるべき事項や集落協定との整合等留意すべき点がいくつかありますので、棚田地域振興コンシェルジュ等に御相談ください。

指定棚田地域振興活動計画の認定の基準

法律	基本方針
ア 基本方針に適合するものであること	①基本方針の「棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項」に適合していること ②基本方針の「指定棚田地域振興計画の作成に関する基本的事項」に則っていること
イ 当該指定棚田地域振興活動計画の実施が指定棚田地域の振興又は指定棚田地域内の棚田等の保全に相当程度寄与するものであると認められること	①指定棚田地域振興活動の目標が適切に設定されており、目標を達成するために必要な活動が定められていること。 ②指定棚田地域振興活動の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること ③指定棚田地域振興活動が棚田の保全、指定棚田地域の振興の実現に相当程度有効であることが合理的に説明されていること
ウ 円滑かつ確実に実施されると認められるものであること	①指定棚田地域振興活動の主体が特定されていること ②指定棚田地域振興活動の実施スケジュールが明確であること ③指定棚田地域振興協議会が多様な主体で構成され、構成員間の合意の下で、明確な役割分担と構成員間の有機的な連携が図られていること ④都道府県又は市町村による支援体制が確立されていること



でも、私たちだけでは認定までやりとげられるがしら...

令和2年度 棚田地域振興関連事業とこれまでの活用事例

総務省

事業名	事業内容	活用事例
1 ふるさとワーキングホリデー	地方公共団体が行う、ふるさとワーキングホリデーに要する経費について、特別交付税措置により支援。また、国がふるさとワーキングホリデーの説明会や総合広報を実施。 ※ふるさとワーキングホリデーとは？ 都市住民が一定期間地方に滞在し、企業や農家等の業務に従事して収入を得ながら、地域住民との交流等を通じて地域の暮らしをまるごと体験。	・ふるさとワーキングホリデーの参加者が栃又棚田で農作業に従事（宮城県高千穂町）
2 過疎地域等自立活性化推進交付金のうち ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	条件不利地域等において地域運営組織等が行う、買い物機能の確保や特産品の開発等生活・生産の営みを振興する取組に対して、上限2,000万円を交付。 ※集落ネットワーク圏の形成とは？ 基幹集落を中心に周辺の複数の集落を1つのまとまりとして集落機能を確保すること。	・白米千枚田でLEDによるライトアップイベントを実施（石川県輪島市）
3 過疎地域等自立活性化推進交付金のうち ②過疎地域等自立活性化推進事業	過疎地域において市町村が行う、ICTを活用したバス運行や鳥獣対策等先進的で波及性のあるソフト事業に対して、上限1,000万円を交付。	・大地の芸術祭のアーティストやサポーターの宿泊として平成18年に誕生した「三省ハウス」の利用者を増加させるため、大地の芸術祭の里HPとの連動した情報発信・誘客、持続可能な体験プログラム・食プログラムの策定を実施（新潟県十日町市）
4 地域おこし協力隊	地域おこし協力隊取組自治体に対して、隊員の活動に要する経費等を特別交付税措置により支援。 ※地域おこし協力隊とは？ 都市住民が地方に住民票を移して居住し、地域ブランドのPRや地域おこしや、農業従事、生活支援等の地域協力活動を行いながら、当該地域への定住・定着を図る取組。	・星峠の棚田で保全活動や棚田米の販促を実施（新潟県十日町市） ・上山の棚田で棚田の再生と、半農半Xの持続可能な農業を目指した活動を実施（岡山県美作市）
5 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、先進事例等の情報提供や、関係者間のネットワーク形成のためのセミナー等を実施。	・芳野校区振興協議会と市内小学校との棚田の事前学習や稲刈体験等の交流プログラムを実施（熊本県熊本市）

文部科学省

6 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	教育委員会等が行う、自己肯定感をバランスよく育むために有効な体験活動の実施・検証等を支援（委託）。	・災害ボランティア、自然体験、食育、地域の歴史・伝統文化学習等のプログラムを実施・検証
7 健全育成のための体験活動推進事業	地方公共団体が行う、小中高校、教育委員会等における宿泊体験に対して支援。	・稲倉の棚田（長野県上田市）において田植え体験や自然散策等を実施（東京都中央区）

文化庁

8 文化的景観保護推進事業	重要文化的景観について、地方公共団体が行う、保存・活用を図るための整備に要する経費を支援。	・棚田や石積みの修理や災害復旧を実施（長野県飯山市、和歌山県有田川町、佐賀県唐津市、長崎県平戸市、熊本県山都町、大分県日田市） ・春日の棚田のガイダンス施設、案内板を整備（長崎県平戸市）
9 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	国指定史跡・名勝・天然記念物について、所有者又は管理者が行う、保存・活用を図るための整備に要する経費を支援。	・娯捨の棚田の管理用道路を整備（長野県千曲市）
10 重要文化財等防災施設整備事業	国指定史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観等について、所有者又は管理者が行う、防火対策、耐震対策に要する経費を支援。	・棚田（上大木東ノ池付近）を含む地域内の林道法面において、落石防護ネットの施工を支援（大阪府泉佐野市）
11 地域文化財総合活用推進事業	世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産、地域文化遺産等について、保護団体等からなる協議会が行う、観光ガイドボランティア等の人材育成や、ホームページ作成等の普及活動、トイレ・ベンチ等の環境整備の取組に対して支援。	・春日の棚田を含む世界文化遺産における情報発信、人材育成等を支援（長崎県平戸市）
12 日本遺産活性化推進事業	日本遺産認定地域において、地域文化財総合活用推進事業に加え、国が、地域のニーズに合った専門家の派遣、情報発信、官民連携プラットフォームの形成を実施。	・奥出雲の棚田を含む日本遺産認定地域における人材育成等を支援（島根県奥出雲町）
13 伝統文化親子教育事業	地方公共団体や民間団体が行う、伝統文化、生活文化等を体験・習得する場を提供する取組を支援（委託）。	・子供たちに地域に伝わる雨乞い踊りを体験・修得させる教室を実施（岐阜県岐阜市）

農林水産省

14 食料産業・6次産業化交付金のうち 6次産業化施設整備事業	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築して行う、6次産業化の取組に必要な加工・販売施設等の整備に対して支援。	
15 持続的生産強化対策事業のうち 生産体制・技術確立支援	生産者及び実需者等が行う、新品種・新技術導入及び産地形成の取組に対して支援。	・病害が発生し易い既存品種に代わり、病害抵抗性を有した新品種を導入するため、栽培試験を実施。産地・実需者等を交えた意見交換会の実施等を通じて、実需者ニーズに応じた中山間地域産の米の安定生産に取り組む
16 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 産地基幹施設等支援タイプ	産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体等が行う、産地の基幹施設（ライスセンター等）の導入等に対して支援。	・これまで、棚田地域で生産される米について、産地内の他地域の米と区別せずに販売されていたところ、付加価値の向上を図るため、棚田地域の農業者団体が共同利用するライスセンターを整備し、棚田米としてブランド化。
17 環境保全型農業直接支払交付金	農業者の組織する団体等が行う、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して、取組面積に応じて交付金を交付。	・農業者の組織する団体等が全国共通取組（全国を対象とする取組）である有機農業、堆肥の施用、カバークロープなどの取組や、地域特認取組（地域を限定した取組）である冬期湛水管理などの取組を実施する
18 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち 国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））	生産者集団等が行う、放牧牛の導入や放牧環境整備に対して支援。	
19 農業経営法人化支援総合事業のうち 農業経営法人化支援事業	経営相談等をした集落営農等が行う、法人化の取組に対して、定額25万円を支援。	・担い手不足や条件不利などの課題を抱える中山間地域において、集落営農組織等が、雇用による労働力確保や農産物のブランド化など農業経営の安定化、効率化を図るための法人化を支援
20 機構集積協力金交付事業のうち 地域集積協力金交付事業	農業者等が行う、地域の話し合いに基づき、地域内の農地をまとめて農地バンクに貸し付け、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力を交付。	・集落の農地を一括して農地バンクに貸し付け、保全すべき農地を担い手に集約するとともに、畦畔等の管理作業を地域で役割分担（兵庫県上郡町）
21 中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において農業者の組織する団体等が行う、農業生産活動を維持するための取組に対して、取組面積に応じて交付金を交付。	・集落で農地の保全に取り組むとともに、棚田の景観を活かしたイベントの開催や、都市住民との交流活動により、地域を活性化

農林水産省 (つづき)

事業名	事業内容	活用事例
22 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策	中山間地域において地域協議会等が行う、収益力向上に向けた取組や棚田地域の保全・振興等のモデル的な取組、地元密着型の課題解決に向けた取組に対して、上限500万円/地区を支援。	<ul style="list-style-type: none"> 棚田米の販売促進に係るPR活動とアンケート実施による消費者の動向調査、棚田地域におけるスマート農業導入による省力化研修会を実施(山形県) 中山間地域で活躍している農業者を講師として、棚田再生を通じた地域の活性化及び棚田米の販売戦略に係るセミナーを開催(新潟県上越市)
23 農山漁村振興交付金	地域協議会等が行う、地域活性化のための計画づくりと実証、振興山村における地域資源を用いた地域経済活性化の取組、農泊、農福連携、農山漁村活性化のための施設整備等に対して、交付金の交付等により支援。	<ul style="list-style-type: none"> 坂折棚田の棚田オーナーに対する宿泊促進プロモーションチラシを作成(岐阜県恵那市) 用水路等の整備により棚田の機能を確保し、棚田の景観や農作業体験により、交流人口の増加と棚田で生産された農産物の販売促進に取り組み(兵庫県養父市)
24 鳥獣被害防止総合対策交付金	地域協議会等が行う侵入防止柵の設置や捕獲活動等、シビエの利用拡大のための処理加工施設の整備やプロモーション活動に対して、交付金を交付。	<ul style="list-style-type: none"> 棚田地域において、侵入防止柵の設置等を行い、農作物被害を軽減(京都府福知山市)
25 多面的機能支払交付金	農業者等の組織する団体が地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動に対して、取組面積に応じて交付金を交付。	<ul style="list-style-type: none"> 地域共同で行う、農地の法面・農道・水路等の草刈り、泥上げ、軽微な補修、遊休農地の有効活用などによる棚田景観の保全や、農村文化の伝承を通じたコミュニティの強化に活用
26 農業農村整備事業	都道府県、市町村等が行う、農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化や耐震化等に対して支援。	<ul style="list-style-type: none"> 区画整理、農業用排水路、農道整備を実施(静岡県松崎町) 農業用排水路、暗渠排水、客土を実施(富山県富山市)

林野庁

27 森林・山村多面的機能発揮対策交付金	地域住民、森林所有者等の3名以上が行う、里山林等の安全管理や森林資源の利活用等の取組に対して、交付金を交付。	<ul style="list-style-type: none"> 棚田周辺の里山林の景観を維持するための活動、侵入木の伐採・除去活動、しいたけ原木などとして利用するための伐採活動等を実施
----------------------	--	--

農林水産省、林野庁、国土交通省

28 地すべり対策	地すべり防止区域において国、都道府県等が行う、地すべり防止施設等の整備等に対して支援。	<ul style="list-style-type: none"> 塩本地区の棚田を含む約185haを保全対象として、地すべり防止事業を実施(長野県長野市)
-----------	---	--

国土交通省

29 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	中山間地域等において市町村、NPO法人等が行う、一定規模以上の集落圏における生活機能の再編・集約のための既存施設の改修等に対して支援。	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅にコミュニティスペース、診療所等を併設 旧役場庁舎や廃校舎を公民館、図書館、デイサービスセンター等に活用
30 景観改善推進事業	立地適正化計画または景観に関連のある計画等(指定棚田地域振興活動計画など)を策定等している市区町村が行う、景観計画の策定・改定、専門家の派遣、景観規制上の既存不適格物件の外観塗り替え等に対して支援。	<ul style="list-style-type: none"> 石部棚田を含む地域を景観計画区域とする景観計画の新規策定に向けた検討を実施(静岡県松崎町)
31 空き家対策総合支援事業	空き家対策計画を策定している市区町村等が行う、空き家の除去・活用、空き家の所有者特定及び関連する事業等に対して支援。	<ul style="list-style-type: none"> 空き家を除去して防災空地を整備 空き家を地域交流施設に活用
32 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業	市区町村、民間事業者等が行う、空き家に関する多様な相談にワンストップで対応する人材の育成や相談体制の構築等に対して支援。	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村と各分野の専門家等が連携して空き家相談窓口を設置し、相談体制を整備

観光庁

33 地域の観光資源を活用したプロモーション事業	国、地方公共団体、民間事業者等が連携して行う、訪日外国人旅行者の誘客のための旅行博出展、メディア招聘、共同広告等のプロモーションの取組に対して支援。	<ul style="list-style-type: none"> 大山千枚田等に米国メディアを招聘(千葉県鴨川市)
34 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)等が行う、訪日外国人旅行者の誘客のための調査・戦略策定、体験型・滞在型コンテンツや名産品の企画開発、二次交通の利便性向上等の環境整備、情報発信等に対して支援。	<ul style="list-style-type: none"> 寺坂棚田地域を対象としてツアー造成等の専門家を招聘し、彼らの意見を踏まえた地域の受入環境を整備(埼玉県横瀬町)
35 地域観光資源の多言語解説整備支援事業	ネイティブライター等の専門人材を派遣し、地域観光資源についてわかりやすく魅力的な多言語解説文の作成を支援。	<ul style="list-style-type: none"> 井仁の棚田、榎原の棚田において、棚田の魅力を訪日外国人旅行者にとってわかりやすく伝える解説文を作成(広島県安芸太田町、徳島県上勝町)
36 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	宿泊事業者が行う、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するためのWi-Fi整備、客室や共用部のバリアフリー化の推進、「新しい生活様式」に対応した感染症対策等に関する個別の取組に対して支援。	<ul style="list-style-type: none"> 無料Wi-Fi環境の整備、タブレット端末の整備、サーモグラフィ等の導入、バリアフリー客室の整備、スロープの設置、館内通路の段差解消

文化庁、観光庁

37 Living History(生きた歴史体感プログラム)事業	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)等からなる協議会が行う、国指定等文化財に関する歴史的な出来事や生活を再現する復元行事や展示・体験などの生きた歴史を体感するプログラム開発を支援(公募)	<ul style="list-style-type: none"> 登呂遺跡の復元水田における田植え体験等を実施(静岡県静岡市)
-----------------------------------	--	--

環境省

38 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	都道府県等が行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲等の取組に対して、交付金により支援。	<ul style="list-style-type: none"> 棚田へのニホンジカ・イノシシの侵入を抑制するため、都道府県等が奥山・高標高域等での捕獲等を実施
39 生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)	エコツーリズム推進全体構想を作成しようとする協議会が行う、エコツーリズムのプログラム開発、ガイド等の人材育成等に対して、交付金により支援。 ※ エコツーリズム推進全体構想とは? エコツーリズム推進法に基づき、多様な主体からなる協議会が、エコツーリズムを推進する地域、主たる自然観光資源、エコツーリズムの実施方法、自然観光資源の保護・育成のための取組等、地域で自然観光資源をどのように守りながら利用していくのかを定めるもの。	<ul style="list-style-type: none"> エコツーリズム推進全体構想の作成のため、棚田地域にどのような自然観光資源が所在しているかの調査、自然観光資源の保全と活用方法に関するルールの策定、モニタリング調査の手法の検討、エコツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの開催等を実施。

内閣府

40 地方創生推進交付金	地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県産の棚田米等の農産物について、地域産社を設立し、新たな商品開発や販路拡大を実施(岡山県)
41 地域活性化伝道師派遣制度	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し、指導・助言を行う。 ※ 地域活性化伝道師とは? 観光、地域産業、まちづくり、地域コミュニティ、情報通信、医療、教育、環境、農林水産業等の各分野に関する地域おこしのスペシャリスト。	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化伝道師を講師として、取組の実施体制構築、人材のスキルアップ、事業化に必要な経営や広告等のノウハウの習得等を実施。

注) 事業の活用にあたっては、各事業の要綱・要領等に定める要件等を満たす必要等がありますので、詳細は棚田地域振興コンシェルジュまたは市町村にお問い合わせください。

活動内容	活動内容	活用できる事業（例）
1. 棚田等の保全	・水路や農道の維持管理をしたい	25
	・産地の基幹施設（ライスセンター等）を導入したい	16
	・担い手を確保したい、担い手の法人化をしたい	19
	・担い手に農地を集積したい	20、25
	・ほ場整備をしたい	26
	・ボランティア等を活用したい	25
2. 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	(1) 農産物の生産	
	・棚田米をブランド化したい	23
	・新品種を導入したい	15
	(2) 自然環境の保全・活用	
	・環境保全型の農業をしたい	17
	・鳥獣被害対策をしたい	24、25、38
	・自然ふれあいイベントやエコツーリズムをしたい	5、6、25、39
	・棚田周辺の里山林の保全・活用をしたい	27
	・耕作放棄地で牛の放牧をしたい	18
	(3) 良好な景観の形成	
	・良好な景観を維持・形成したい	25、30
	・国指定文化財等を保全・活用したい	8、9、10、37
	・景観作物を作付けしたい	25
	・石積みを修理・復旧したい	8、9、25
	(4) 伝統文化の継承	
	・伝統文化を継承したい	13、25
	・世界遺産・日本遺産を活用したい	11、12
(5) 国土の保全		
・地すべり対策を実施したい	28	
3. 棚田を核とした棚田地域の振興	(1) 都市農村交流	
	・受入拠点を整備したい	23
	・子供向けの農業体験等イベントを実施したい	5、6、7、25
	(2) 観光の促進	
	・駐車場・トイレ等を整備したい	23、36
	・農泊、民泊施設の整備と体制整備をしたい	23、36
	・インバウンドを促進したい	33、34、35、36
	(3) 移住・定住の促進	
	・移住・定住者の確保や働き口の確保をしたい	1、4、23
	・空き家を活用したい	31、32
	(4) 集落機能の強化	
	・生活サービスを充実したい	2
	・生活サービス拠点施設の整備をしたい	29
	(5) 加工・販売の促進	
	・棚田米等を使用した加工品を開発したい	23
	・加工施設、販売施設を整備したい	14
	・インターネット等販路拡大したい	23
	(6) その他	
	・過疎地域の振興	3
・その他のことに取り組みたい	40	
・専門家を呼びたい、派遣したい	25、41	

(参考) 県内指定棚田地域 各活動計画書
「内閣官房・内閣府総合サイト 地方創生」より

いちき串木野市 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：いちき串木野市地域棚田振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲〔※範囲については別添1のとおり〕
久木野松下、生福石野、中間田、荒川第1、羽島下山、大谷口、参幸来、舟川前
- 2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止
1に掲げる棚田地域は中山間地域等直接支払交付金の協定区域と一致または一部一致の区域であることから、集落協定に基づく活動と併せて保全に取り組み、耕作放棄の発生防止に努め、現状を維持する。
- ・生産性・付加価値の向上
各棚田において、無人ヘリまたはドローンによる共同防除に取り組む。

棚田名	久木野 松下	生福石 野	中間田	荒川第 1	羽島下 山	大谷口	参幸来	舟川前
現状	0a	290a	0a	45a	145a	120a	70a	0a
目標	50a	580a	100a	90a	290a	240a	150a	50a

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成
令和6年度末までに、棚田や畦畔にレンゲやヒガンバナ等景観作物を植栽する。
レンゲ等(a)、ヒガンバナ(m)

棚田名	久木野 松下	生福石 野	中間田	荒川第 1	羽島下 山	大谷口	参幸来	舟川前
現状	0a	30a	0a	10a	15a	0m	10a	0a
目標	20a	60a	20a	40a	50a	50m	40a	20a

- ・自然環境の保全・活用
電気柵等を設置し、鳥獣被害防止対策に取り組む。

荒川ほたるでナイトとの連携・支援を行い、自然生態系の維持保全活動に取り組み棚田とあわせた地域振興に取り組む。(荒川第1棚田)
- ・伝統文化の継承
棚田3地区(羽島下山・大谷口・参幸来)においては田の神祭り、舟川前においては川上踊と連携し、地域住民及び地元小学校等とともに伝統文化の継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた交流人口の創出による地域振興

- 久木野松下：冠岳せせらぎフェスタ（年1回開催）
- 生福石野：かかし祭り（年1回開催）
- 中間田：元気なまちづくりウォーキング大会（年1回開催）
- 羽島下山・大谷口・参幸来：田の神祭り（年1回開催）
- 荒川第1：荒川ほたるでナイト（年1回開催）
- 舟川前：川上踊り（年1回開催）

これらのイベント実行委員会等と連携し、人的支援を行うことにより棚田とあわせた地域振興に取り組み交流人口の増加に寄与する。

棚田名	久木野松下	生福石野	中間田	荒川第1	羽島下山	大谷口	参幸来	舟川前
イベント名	冠岳せせらぎフェスタ	かかし祭り	元気なまちづくりウォーキング大会	荒川ほたるでナイト	田の神祭り			川上踊り
現状	150人	250人	250人	1,500人	120人			450人
目標	200人	300人	300人	1,700人	150人			500人

3 計画期間 認定月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田の保全

- ・耕作放棄の防止
中山間直弘の集落協定に基づく活動と併せて保全活動に取り組み、耕作放棄地発生防止に努める。
- ・生産性・付加価値の向上
各棚田において、無人ヘリまたはドローンによる共同防除を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成
レンゲやヒガンバナ等景観作物を棚田または畦畔に植栽することにより、良好な景観形成に取り組む。
- ・自然環境の保全・活用
電気柵等を設置し、鳥獣被害防止対策に努める。

自然生態系の維持保全活動に取り組み棚田とあわせた地域振興に取り組む。
- ・伝統文化の継承

棚田3地区（羽島下山・大谷口・参幸来）においては田の神祭り、舟川前においては川上踊との連携・支援を行い、伝統文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

久木野松下：冠岳せせらぎフェスタ（年1回開催）
生福石野：かかし祭り（年1回開催）
中間田：元気なまちづくりウォーキング大会（年1回開催）
羽島下山・大谷口・参幸来：田の神祭り（年1回開催）
荒川第1：荒川ほたるでナイト（年1回開催）
舟川前：川上踊り（年1回開催）

これらのイベントと連携し人的支援等を行うことにより棚田の地域振興に取り組む。

(2)指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者及びその集落協定参加者とする。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名
いちき串木野市地域棚田振興協議会は県、市、棚田各地域の代表者（農業者を兼ねる）で構成する。別紙のとおり
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

指宿市

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：新永吉の棚田振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)
新永吉の棚田
範囲については、別添1のとおり。
- 2 指定棚田地域振興活動の目標
 - (1) 棚田等の保全
 - ・耕作放棄の防止・削減
 - 新永吉の棚田における畦畔・法面の維持管理を適切に行う。
 - 新永吉の棚田における農道・水路の維持管理を適切に行う。
 - (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ・良好な景観の形成
 - 新永吉の棚田において、令和6年度までに景観作物（コスモス等）を10a植栽する。
 - (3) 棚田を核とした棚田地域の振興
 - ・都市部との交流による関係人口の創出
 - 農村交流体験（自然体験・農作業体験等）の取り組みを年1回実施し、関係人口の創出を図る。
- 3 計画期間
認定の月～令和6年6月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

-新永吉の棚田における畦畔・法面の草刈りや維持管理作業を適切に行う。

-新永吉の棚田における農道や水路周辺の草刈りや泥上げを定期的に行い、保全管理を徹底する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・良好な景観の形成

-新永吉の棚田において、彼岸花等の景観作物を棚田または畦畔に植栽することにより、良好な景観形成に取り組む。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・都市部との交流による関係人口の創出

-農作業体験又は自然体験等のイベントを通じて、地域外住民等の関係人口の創出を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

新永吉の棚田振興協議会は指宿市、生産者、地域住民、NPO法人等で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：尾下の棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

尾下の棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

-尾下の棚田における石積み・畦畔・法面の維持管理を適切に行う。

-尾下の棚田における農道・水路の維持管理を適切に行う。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・良好な景観の形成

-尾下の棚田において、令和6年度までに景観作物（彼岸花・ソバ等）を合わせて10
a 植栽する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

・都市部との交流による関係人口の創出

-農村交流体験（自然体験・農作業体験等）の取り組みを年1回実施し、関係人口の
創出を図る。

-日本の原風景である棚田の継承のため、学校教育機関等と連携したイベントを年1
回実施する。

-尾下集落内の旧田口商店を都市住民と地元住民の交流の場として再生し、地域内外
からの来訪者を令和6年度までに年間延べ300人に増やす取り組みを行う。

3 計画期間

認定の月～令和6年6月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

-尾下の棚田における石積み・畦畔・法面の草刈りや維持管理作業を適切に行う。

-尾下の棚田における農道や水路周辺の草刈りや泥上げを定期的に行い、保全管理を徹底する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・良好な景観の形成

-尾下の棚田において、彼岸花やソバ等の景観作物を棚田または畦畔に植栽することにより、良好な景観形成に取り組む。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・都市部との交流による関係人口の創出

-グリーンツーリズム活動（農作業体験等）を通じて、都市住民及び地元小学生等の関係人口の創出を図る。

-現在、空き店舗である旧田口商店を再生し、都市住民等との交流活動の拠点として活用する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

尾下の棚田振興協議会は指宿市、生産者、地域住民、NPO法人等で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項